

投稿規定

(2024年9月1日改定)

1. 本会誌に掲載された論文の著作権は、一般社団法人日本医真菌学会に属する。日本医真菌学会雑誌(Nihon Ishinkin Gakkai Zasshi) 掲載論文はJ-STAGE (<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/ishinkin/-char/ja/>) に全文が掲載される。

2. 投稿者の資格

投稿者は、会員、非会員を問わない。

3. 著者の資格

すべての著者は以下の3点を満たしていなければならない。

- 1) 研究の構想またはデザイン、あるいはデータ収集、データ分析または解釈において相応の貢献があったこと。
- 2) 論文の作成または重要な知的内容にかかわる批判的校閲に関与したこと。
- 3) 最終原稿を読み、承認したこと。

著者の資格を満たさない研究貢献者はすべて「謝辞」へ記載する。

4. 投稿内容

投稿原稿は医真菌学および関連領域に関するもので、総説、原著、短報、オピニオンなどとする。原著、短報は未発表のものに限る。総会における特別講演、受賞講演、シンポジウム、ワークショップおよびパネル等は総説として扱う。当該原稿が全体または一部を問わず、他誌において審査中でなく、冊子体または電子媒体で未公開であること。

また、特筆すべき所見のある画像を報告するものとして図説、問題形式にして解説するものとしてPhoto Quizを設ける。

5. 原稿の長さ

原著および総説の長さは原則として刷り上がり6頁(全角文字で約12,000字)以内とする。短報は刷り上がり3頁(全角文字で約6,000字)以内とする。オピニオンは刷り上がり1頁(全角文字で約2,000字)以内とする。但し、図・表については刷り上がり1頁分が全角文字2,000字として換算する。図説：写真は1頁目にまとめ、他に標題、著者名、所属機関名を記す。2頁目の本文は、画像について簡潔にまとめ(例：症例の病歴や経過、治療など)、考察を加え、文献を含めて2,000字以内とする。Photo Quiz：出題内容と対象写真を1頁目にまとめ、標題、著者名、所属機関名を記す。2頁目には解答と解説について簡潔にまとめ、写真と文献を含めて2,000字以内とする。

6. 執筆要領

原稿は次の要領に従って作成する。

- 1) 原稿の体裁：A4版サイズ用の紙設定で周辺マージンは20mm以上とし、横書き、12ポイント、改行幅は1.5～2として作成する。タイトル、著者名、所属等はこの中に含めずに「要旨」「本文」「英文抄録」の順に記載し、通し番号による頁番号と行番号を付す。
- 2) 要旨：結論を含む要旨は600字以内、短報の場合は300字以内。
- 3) キーワード：5単語以内。
- 4) 本文：可能な限り「序文」、「材料および方法」、「結果」、「考察」、「文献」の項目に分けて記述する。症例報告については、「序文」に続いて「症例」として病歴から記述する。
- 5) 英文抄録：原著論文では250単語、短報では100単語以内で構成する。
- 6) 医真菌学に関する用語は医真菌学用語集(第2版)によ

る。外来語はカタカナ、本文中に引用する外国人名は原則としてアルファベット、学名等ラテン語はイタリック体を用いる。数字は算用数字、度量衡の単位はm, cm, mm, μ m, nm, L, mL, kg, g, h, min, secなどを用いる。記号のあとに点はつけない。

本文ならびに要旨の中で略語を使用する場合には、それぞれ文中の最初に記載される語については略語を使わず、その語の後の()内に略語を記載する。

なお、抗真菌薬等の略号表記は一覧表(<https://www.jsmm.org/pdf/abbreviation.pdf>)を参照のこと。

7) 図、写真、表は標題、説明文ともに原則として英文とし、Fig. 1, Table 1のように番号をつける。大きさは原則として、横8cmあるいは16.5cm以内(半段または左右二段幅)とし、縦は23cmを超えないこと。

カラー印刷も受け付けるが印刷実費は著者負担とする。

8) 引用文献は、本文中の引用箇所の右肩に順次番号を付し、本文の最後に番号順に列記する。「引用文献例」参照)

7. 真菌類の命名法

新たな菌類の分類群の提案は、国際藻類、菌類、植物命名規約に準拠すること。提案される分類群については、培養菌タイプ株を適切な菌株保存施設(カルチャーコレクション)に寄託し、当該菌株に固有の塩基配列・アミノ酸配列を適切なデータベースに、また提案する分類群の学名を登録機関(Mycobankなど)に登録する必要がある。

菌種名はイタリック体で記載し、要旨、本文、図表で最初に記載する時は全て綴る必要があるが、その後の記載では、属名は最初のイニシャルのみに省略することができる。例えば、最初に引用された時は“*Candida albicans*”と記載し、それ以降の本文では“*C. albicans*”として記載する。変種(variety)の記載では、変種名だけに省略することはできない。例えば、“*Histoplasma capsulatum* var. *duboisii*”は“var. *duboisii*”だけに省略しないこと。属名と種名の省略形(例えば、“*C. albicans*”を“*Ca*”)は使用しないこと。

8. 原稿の投稿

原稿の投稿はすべてオンライン投稿審査システム(<https://www.editorialmanager.com/mmj/>)から行う。アップロードできるファイル形式は、本文についてはWord(.docx)のみとし、図表についてはPower Point(.pptx)、Excel(.xlsx)のいずれかとする。

投稿にあたって不明な点は、以下へ問い合わせること。

E-mail: edit_jst@jsmm.org

9. 原稿の採否、編集方針ならびに出版倫理

原稿の採否、掲載順序、体裁などは編集委員会で決定する。投稿規定に従わない原稿、または内容不備の原稿は受け付けない。なお、研究の実施および出版の包括的なガイドラインとして、医学雑誌編集者国際委員会(ICMJE)が定めるICMJE Recommendationsに準拠する。また、出版倫理と不正行為への対応ガイドラインとして、出版倫理委員会(COPE)のFLOWCHARTに準拠する。

10. 校正

校正は原則として初校は著者が、再校以降は編集委員会が行う。著者校正時に文章の削除・挿入はできない。

11. 掲載料

投稿時点で筆頭著者が正会員で、共著者全員が会員(臨時会員を含む)の場合に4頁まで無料とする(本規定頁数を超

過した原稿について、超過分は1頁あたり10,000円を著者負担とする。

依頼原稿の場合は、会員の種別に関係なく無料とする。別刷りはすべて費用を著者負担とする。

12. 著作権使用料ならびに転載料

著作権の使用に際しては、使用料を申し受ける。また、転載に際しても使用料(図表1点につき、100,000円)を申し受ける。但し、学術研究目的にのみ使用する際には使用者連名の文書による申し出に応じて、編集委員会で審議のうえ免除することができる。

13. 利益相反 (conflict of interest) について

投稿にあたりすべての著者は投稿論文の内容に関連して投稿時から遡って過去1年以内における利益相反(COI)について申告する。開示すべき内容などの詳細は、<https://www.jsmm.org/coi.html>を確認のこと。

論文投稿者は、共著者全員のCOI状態を集約し、オンライン投稿審査システム上にて申告する。利益相反関係については論文の末尾に、謝辞または文献の前に記載する。

記載例:

- 1) 自己申告すべき内容がない場合は、論文の末尾に「COI 自己申告: 申告すべきものなし」と記載する。
- 2) 自己申告すべき内容がある場合は、論文の末尾に以下の記載例のように記載する。

著者AはX株式会社から研究費、講演料等を受けている。

著者BはX株式会社の社員である。

著者CはY株式会社の顧問である。

14. 筆頭著者ならびに共著者の同意について

投稿に際しては、全著者が論文内容について異議のないことに同意していることとし、オンライン投稿審査システム上にて申告する。

15. 本規定の変更は編集委員会の議を経て理事会が行う。
16. 本規定は2024年9月1日より施行する。

【付 記】

1. 引用文献例

引用文献の著者氏名、編者氏名は6名までを全員、7名以上の場合は、6名連記のうえ「他」ないし「et al」として記す。本誌はバンクーバー方式に準拠している。<https://www.icmje.org/icmje-recommendations.pdf>

(1) 雑誌に掲載された論文を引用する場合の書式は、著者名: 標題. 雑誌名巻(太字): 頁-頁, 西暦年. の順とする。

例1) 澁谷和俊: 医真菌学と病理. 真菌誌 **64**: 103-5, 2023.

例2) Larkin PMK, Lawson KL, Contreras DA, Le CQ, Trejo M, Realegeno S, et al: Ampliconbased next-generation sequencing for detection of fungi in formalin-fixed, paraffin-embedded tissues: correlation with histopathology and clinical applications. *J Mol Diagnostics* **22**: 1287-93, 2020.

(2) 著書から引用する場合の書式は、著者名: 標題. (英文の場合はInを入れる) 書名(編者名), pp. 頁-頁, 出版社, 出版社の所在地, 西暦年. の順とする。

例1) 亀井克彦: 肺クリプトコックス症とその他の肺真菌症. 呼吸器疾患の最新の治療 2001-2003 (工藤翔二, 中田紘一郎, 貫和敏博, 編), pp.223-7, 南江堂, 東京, 2001.

例2) Witherden EA, Moyes DL: Mycobiome and gut inflammation: implications in gut disease. *In Immun-*

ty and Inflammation in Health and Disease (Chatterjee S, Jungraithmayr W, Bagchi D, eds), pp.271-80, Academic Press, Cambridge, 2018.

(3) 国際会議の抄録集などの場合は、著者名: 標題. (英文の場合はInを入れる) 書名(編者名), pp. 頁-頁, 会議名, 開催場所, 西暦年. の順とする。

例1) Izumikawa K, Miyazaki Y, Kohno S: Chronic pulmonary aspergillosis. *In Medical Mycology in the 21st Century: Scientific Base and Anticipated Challenges, Program and Abstract Book* (Ogawa H, Yamaguchi H, Nozawa Y, Watanabe S, Tsuboi R, Hiruma M, et al, eds), p.211, The 17th Congress of The International Society for Human and Animal Mycology, Tokyo, Japan, 2009.

2. 倫理規定

論文作成にあたっては、下記の倫理規定を配慮することが望ましい。

(1) ヒトを対象とする研究では、ヘルシンキ宣言(日本医師会訳: <https://www.med.or.jp/dl-med/wma/helsinki2013j.pdf>)に述べられているように科学のおよび倫理的規範に準ずることが必要である。

(2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究においては、人間の尊厳および人権を尊重し、社会の理解と協力を得て、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000757566.pdf>)」に則る。

(3) 動物実験を含む研究では、動物愛護の立場(実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準: https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_84.pdf)から適切な実験計画および動物の飼育管理に配慮することが必要である。機関内動物実験承認番号を記す。

(4) 倫理審査委員会 (Institutional Review Board: IRB) の承認が必要とされる研究においては、IRBの承認番号を論文内に記載する。

3. 日本語論文の英文化による再掲載について

International Committee of Medical Journal Editorsはガイドラインを作成し、これに従ったうえでのsecondary publicationを容認している。このガイドラインはホームページ(<http://www.icmje.org/>)のUniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals: Writing and Editing for Biomedical Publication (III.D.3 Acceptable Secondary Publication)で閲覧することができる。日本医真菌学会(編集委員会)においても基本的にこのガイドラインに従い、secondary publicationを認めることにした。

Secondary publicationが実施される理由には色々あるが、日本語で書かれた医真菌学に関わる優れた論文を英文化して広く世界の医真菌学関係者に読んでもらうことにある。なお、会誌Medical Mycology JournalはJ-STAGEで公開され、またPubMedにも収録されていることから、インターネットを通じて世界中で検索、閲覧することができる。

Secondary publication 実施要項

1) Secondary publication論文は、編集委員会から著者に依頼するもの、および著者からの申請があった場合は編集委員会の審議で認められたものに限る。

2) 編集委員会は提出された日本語原稿をもとに、英文原稿がsecondary publicationの条件(以下の3, 4, 5)を満たしていることを確認しなければならない。

3) 英文化された論文は異なったグループの読者層を意図したものでなければならない。

4) 英文化された論文は日本語論文のデータならびに解釈を忠実に反映していなければならない。

5) 英文化された論文のタイトルは、日本語論文の secondary publication であることがわかるものでなければならない (complete republication, abridged republication, complete translation, or abridged translation)。

6) 日本語論文の優先権を尊重するために、英文化された論文の掲載は、日本語論文の掲載から1週間以後でなければならない。

7) 英文化された論文のタイトルページに、すでに掲載された日本語論文の英文化であることを記載しなければならない。たとえば、This article is based on a study first reported in the (Nihon Ishinkin Gakkai Zasshi, with full reference) という注記を掲載する。

8) 日本語論文がすでに MEDLINE に索引化されている場

合、National Library of Medicine は英文化された secondary publication については引用や索引化をしないことを著者は知っておく必要がある。

9) 日本医真菌学会に関係した論文業績 (専門医取得条件など) としては、日本語論文と英語論文のうちどちらか一方を採用し、2編とはカウントしない。

4. AI および AI 支援技術の使用に関するポリシー

(1) 著者は、AI および AI 支援技術を、論文の読みやすさや言語の改善にのみ使用し、研究者の代替としない。

(2) 著者は、人による監視と制御を伴う場合において、この AI テクノロジーを適用する。

(3) 著者は、AI および AI 支援技術の使用について論文で開示する。

(4) AI および AI 支援技術を著者または共著者としてリストしたり、AI を著者として引用したりしない。